

令和5年5月

第5回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 会議室201

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 5 号	現況証明の発行可否について
	議案第 6 号	買受適格証明の発行可否について
	議案第 7 号	農地改良協議に対する同意について
	議案第 8 号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第 9 号	農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 10 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 11 号	令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
	議案第 12 号	遊休農地対策専門委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	現況証明の専決処理について
	報告第 5 号	農地法第 4 条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 6 号	農地法第18条第 6 項の規定による通知について
	報告第 7 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について
	報告第 8 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

開議の宣告

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、ほぼ定刻となりまして、皆様、御出席いただいているようですので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和 5 年第 5 回総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。本日は、お忙しいところ、御苦勞様でございます。

水稻の作業も大勢の方は終わったところと思います。まだ、大きく経営されている方におかれましては、繁忙期の中をこの総会に時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。簡単ではございますが、御挨拶にさせていただきます。

大変御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第5回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和5年第5回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席3番染谷文夫委員、議席4番櫻井 守委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

続きまして、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号2番については、議事参与の制限案件に該当しますので、2番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜・芝を作付けする予定です。

提出番号6番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜・果樹を作付けする予定です。

提出番号7番については、申請者は、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜・芝を作付けする予定です。

提出番号8番から10番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜・芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、3番から10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、市外に本店を置き、野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号12番については、農業経営開始のため申請地を借り受けるもので、野菜を作付けする予定です。

提出番号13番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、市外に本店を置き、野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号15番については、水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号16番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号17番については、市外に本店を置き、野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号19番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号20番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号11番から20番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、申請者は、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号22番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号23番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号21番から23番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 24 番については、農業開始のため、申請地を親戚より受贈するもので、ネギ、トマトを作付けする予定です。

提出番号 25 番については、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 24 番、25 番については、農機具なども確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 26 番については、市外に住む農家で水稻・野菜を栽培しており、申請地には野菜を栽培する予定です。

提出番号 27 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 28 番については、農業経営開始のため申請地を譲り受けるもので、水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 26 番から 28 番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号1番、3番から28番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、議案第 1 号の提出番号 1 番、3 番から 28 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 1 番、3 番から 28 番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 1 番、3 番から 28 番については、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号 2 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 2 番について、豊里地区で調査を行っておりますので、野堀委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る 5 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、水稻・花木・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号 2 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、これにて提出番号 2 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番について、野堀委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号2番について、許可することに決定いたします。

對崎委員の復席を求めます。

（對崎徳男委員 復席）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号4番と一体の事業であることから、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

近隣で住宅地の造成開発が進み、既存の家庭用ごみ集積所が容量の問題で利用できない

ため、新たにごみ集積所用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番については、一般基準に適合の上、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番から5番については、関連があることから一括で報告いたします。

まず、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、低地解消を目的に所有する農地を盛土すべく、工事期間中の令和5年9月30日まで一時転用するもので、全体計画面積は山林1筆を含め3,723㎡、平均盛土高1.18m、使用する土砂数量は3,166.36㎥になります。

盛土に用いる土砂は、稲敷郡阿見町荒川本郷地内で行われている土地区画整理事業区域内からの発生土7,000㎥を用い、搬入するための出入口を確保するために、他法令との協議は整っております。資金については、自己資金で賄う予定です。

事業完了後、3番、4番については白菜、5番については大豆を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号3番から5番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農用地区域内農地です。

申請者は、農業と発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をされたものですが、期間内に申請がなされなかったことから、始末書つきの申請となっております。下部農地には引き続き、プラム、柿、桃、ブドウを栽培する予定で、許可期間については、申請者が認定農業者であるため、令和10年5月11日までの一時転用となります。

以上のことから、提出番号6番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の

例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の提出番号2番から6番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第2号の提出番号2番から6番の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号2番から6番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号2番から6番を許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、大野委員より調査結果の報告をお願いいたします。

大野博司委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和4年1月14日付つくば農委指令第3号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

対崎委員、お願いいたします。

対崎徳男委員

豊里地区の対崎です。当該案件について確認させていただきたいことがあって、質問させていただきます。

こちらの案件ですが、委員の皆さんもお気づきとは存じますが、毎月のように申請が上げられていると思います。こちらは、恐らく建築条件付売買予定地で許可を受けて、その後に変更と思いますが、ほぼ毎月上がってくるのでは、少々この制度が形骸化してしまうのではないかという懸念を持っています。事務局としてはどのように考えてらっしゃるでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（天貝課長）

今回の計画変更につきましては、建築条件付売買予定地ではなく、建て売り住宅で一旦許可を得たものを個人の自己用住宅に変更するということでの申請でございます。

ただ、毎月のように上がっておるという指摘は確かにそのとおりでございますが、計画変更が、事情があってやむを得ないものであれば、それは認められるというような制度にもなっておりますので、その辺は各地区の調査会での審議の中でお願いするしかないというところでございます。よろしくお願いいたします。

対崎徳男委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに何か御質問等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にならないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について及び議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号及び議案第2号の提出番号1番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市外の借家住まいですが、住み慣れた土地で生活したいと思い、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣に自宅を持ち、さらにその隣接地においてアパート経営をしておりますが、都市計画道路の新設による用地買収により、アパートの駐車場が使えなくなることから、代替用地として申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面をアスファルト舗装とし、雨水は傾斜をつけ、道路の既設U字溝へ放流した上で、6台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号4番と議案第2号、提出番号1番については、一体事業であるため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第2種と判断しました。

申請者は、提出番号3番と同一の方で、都市計画道路の新設による用地買収により、自宅の移転を求められていることから、代替用地として申請地を取得し、自身の所有する畑と一体で自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外の借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、申請地の農地区分は第1種農地ですが、申請地と隣接の山林を一体で利用する計画で、農地の面積は全体の3分の1以下となります。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、545Wパネルを140枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

提出番号7番については、農地区分は農用地区域内農地ですが、農用地区域からの除外見込みが出ており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の持家に住んでいますが、都市計画道路の新設に伴う用地買収により、自宅の移転を求められているため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅2棟を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外の借家住まいですが、高齢になった両親や将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、議案第2号、提出番号1番と提出番号2番から12番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外で再生可能エネルギー事業を営む法人です。先般、申請地の近隣で太陽光発電施設の設置を計画し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、令和6年5月11日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、従業員用車

両30台分の駐車スペースを確保し、仮設事務所、仮設倉庫、太陽光発電資材等を置く計画で、資金については借入金で賄う予定です。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭なため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、結婚を機に独立した生活をすべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号13番から15番については、一般基準に適合の上、第1種農地及び第2種農地の例外許可規定、並びに第3種農地の許可基準にも該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、電気工作機械の製造及び販売業を営む法人です。

今般、事業の拡大により、既存の資材置場や駐車場が手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たに資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砂利敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、パレット、フォークリフト、社用車、従業員の乗用車等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定となっております。

提出番号17番については、農用地区域内農地です。

申請者は、県外で発掘調査及び測量業を営む法人です。先般、市の発注した発掘調査業務を受注し、埋蔵文化財の調査を実施することになったことから、申請地を借り受け、駐車場兼資材置場用地として申請するもので、令和5年7月14日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面に土木シートを設置し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、発生土、砂利、普通自動車等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定となっております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、会社員の傍ら、副業として中古自動車の部品販売等を行っております。今般、個人事業として本格的に開業すべく、申請地を取得し、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を防護柵で囲い、雨水は敷地内に浸透孔を設置した上で、普

通自動車5台分の駐車スペースとタイヤ、屋外部品等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定となっております。

以上のことから、提出番号16番から18番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

提出番号19番、20番については、関連性がありますので、一括にて説明いたします。

申請地は、区域指定地域内の農地で、第3種と判断しました。

申請者は、現在、夫婦で借家住まいであることから、将来のことを考え申請地を譲り受け、自己用住宅用地として申請するもので、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号21番については、申請地がバスターミナルより300m以内にある農地で、第3種と判断しました。

申請者は、酒製造販売を営む法人です。今般、新規で発泡酒の製造販売をするためビール醸造施設兼店舗用地として申請するものです。筑波山麓の地下水を主原料とし、自社製ホップなど、つくば市産にこだわった発泡酒作りを目指し、今年度中にビール6種類、製造量15,600リットルを製造販売する計画です。26年度には、75,000リットル、つくば市産農産物使用割合も63%を見込んでおります。販売店舗数については、初年度自店舗外9店舗を予定しており、順次拡大する予定です。

申請地の利用計画については、醸造施設兼店舗を1棟建設し、来客、スタッフ用駐車場、また、ホップの仕分けなどの屋外作業場を設ける予定です。雨水は敷地内浸透とし、取水については上水と井戸を使い、汚水については下水道に接続する計画で、資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、申請地に隣接した山林2筆、合計854㎡を用い、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、545Wパネルを128枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

提出番号23番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたと

ころ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、545Wパネルを140枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

提出番号24番については、一部盛土工事が発生したことから、残土条例との協議が調わないため、継続審議といたします。

以上のことから、提出番号24番については継続審議。提出番号19番から23番については、一般基準に適合の上、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号27番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号28番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で小規模保育事業を営む法人です。先般、申請地の隣接地で開業した保育園が、職員用の駐車場が不足していることから、申請地を借り受け、職員用専用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、全面を砕石敷きとして、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車5台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号29番について、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の隣接地で宅地造成工事を受注

し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をパイプフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、塩ビ管や砕石等の建築用資材と工事用重機を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号30番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建築条件つき売買予定地として7区画を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号25番から30番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の提出番号1番及び議案第4号の説明、報告が終わりました。

提出番号24番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号24番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号24番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号24番については、遠藤委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号、提出番号24番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第2号の提出番号1番及び議案第4号の1番から23番、25番から30番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第2号の提出番号1番及び議案第4号の1番から23番、25番から30番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号1番及び議案第4号の1番から23番、25番から30番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号、提出番号1番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての1番から23番、25番から30番は、許可することに決定いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、飯島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、1番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、公売参加予定地には水稻を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、公売参加予定地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農地法3条2項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第7号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第7号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、遠藤委員より調査結果の報告をお願いいたします。

遠藤道夫委員

提出番号1番については、耕作利便向上を図るべく、畑の土壌改良をするものです。桜川市内の購入土と土の入替えをする計画で、土の入替え後は大豆を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については同意しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第7号について、遠藤委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書23ページになります。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年4月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、谷田部地区で3年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号49番まで議案書記載のとおりとなり、谷田部地区19件、茎崎地区9件、大穂地区17件、筑波地区3件、桜地区1件となります。

以上で終わります。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号27番、29番から38番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番から26番、28番、39番から49番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から26番、28番、39番から49

番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から26番、28番、39番から49番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号1番から26番、28番、39番から49番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号27番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大野委員の退席を求めます。

（大野博司委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号27番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号27番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号27番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号27番について、原案のとおり決定いたします。

大野委員の復席を求めます。

（大野博司委員 復席）

議長（飯野 和男）

続きまして、提出番号29番から38番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石島委員の退席を求めます。

(石島 繁委員 退席)

議 長(飯野 和男)

それでは、提出番号29番から38番について、質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号29番から38番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号29番から38番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号29番から38番について、原案のとおり決定いたします。

石島委員の復席を求めます。

(石島 繁委員 復席)

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議 長(飯野 和男)

次に、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局(大野主査)

それでは、議案書29ページになります。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定(農地中間管理事業)について御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年4月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

提出番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号28番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区7件、谷田部地区11件、筑波地区10件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号５番から７番、１９番、２８番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号１番から４番、８番から１８番、２０番から２７番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号１番から４番、８番から１８番、２０番から２７番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から４番、８番から１８番、２０番から２７番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第９号、提出番号１番から４番、８番から１８番、２０番から２７番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号５番から７番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号５番から７番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号５番から７番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号５番から７番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号、提出番号 5 番から 7 番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号19番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、櫻井委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号19番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号19番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号、提出番号19番について、原案のとおり決定いたします。

櫻井委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号28番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、加園委員の退席を求めます。

（加園秀信委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号28番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号28番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号28番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号、提出番号28番について、原案のとおり決定いたします。

加園委員の復席を求めます。

（加園秀信委員 復席）

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書36ページになります。

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年4月20日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で2年10か月間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

以上、こちらについては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号

に適合されていると思われますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第10号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認いたします。

議案第11号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

蛭原です。令和4年度農業委員会の最適化の推進の状況その他の実施状況について協議するため、4月27日に農業政策専門委員会を開催し、原案として決定いたしました。

農業者の減少や高齢化が進む中、多岐にわたる最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保するため、農業委員会は最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況及び目標の達成状況について点検、評価し、その結果を公表すると共に、茨城県知事及び茨城県農業会議に報告することになっていきますので、今回、議案として提出するものです。

詳細については、事務局より説明をいたします。

以上です。

事務局（今野係長）

それでは、事務局のほうから、最適化活動の推進の状況について、議案書37ページ以降の説明をいたします。

簡単な御説明になりますが、最初の項目は、1番として、現在の農業委員会及び農家、農地の状況、A4判の2ページを1枚横にした資料になっていますが、その半分から右側のほうで、2番として、最適化活動の実施状況が、次のページと39ページの左側までの4ページ分にわたって説明されておりまして、3番の最後が、事務の実施状況として、農業委員会の開催の状況ですとか許可件数の状況などが、最後のページに載っているという構成となっております。

37ページのほうに戻って、右側のほうですね。こちら以降の最適化活動の状況というところを見ていただきますと、それぞれの項目で①番が現状及び課題、②番が目標、目標とする数字ですね。③番が、それに対してどれだけ4年度でできたかという実績の数字という形で書かれていて、一番最後に農業委員会の点検結果ということでまとめられております。

目標の設定について、指定をされているものとかもありまして、目標を達成できていないものの中にはあるんですけれども、最適化の活動は、委員さんや推進委員さんの地道な活動で支えられておりますので、今後も目標の達成に向けて最適化、農地集積、それから農地の保全などに取り組むと共に、皆さんの活動記録も、こちらのほうの記入を今後も継続してお願いしていきたいと思っております。

それぞれの項目の最後に、先ほど言ったように農業委員会の点検結果というものが書いてありますので、そちらも御確認をいただいて御覧いただきたいと思います。

簡単な説明となりますが、以上となります。

議長（飯野 和男）

ただいま蛭原委員長及び事務局より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定いたします。

議案第12号 遊休農地対策専門委員会委員長及び副委員長の選任について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第12号 遊休農地対策専門委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

つくば市農業委員会運営規程第15条により、専門委員会の委員長及び副委員長は、専門委員会委員のうちから総会で選任すると定めております。遊休農地対策専門委員長であった坂入委員長が、鮎川委員の辞任に伴い、3月の総会で会長職務代理者に選任されたことから、3月末の運営委員会で今後の対応について協議いたしました。その結果、遊休農地対策専門委員会で協議の上、推薦していただくということになりましたので、今回、議案として提出しております。

なお、遊休農地対策専門委員会での協議結果については、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（今野係長）

それでは、議案書40ページになります。

4月12日に開催した遊休農地対策専門委員会で協議をした結果、本橋文男委員を委員長、副委員長については加園秀信委員を推薦することになりましたので、御報告いたします。

なお、遊休農地対策専門委員会での協議結果を受けまして、坂入委員及び本橋委員より、遊休農地対策専門委員長、同副委員長の辞職届が提出されておりますので、併せて御報告をいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

遊休農地対策専門委員会の委員長及び副委員長を、事務局報告のとおり決定することに異議ありませんか。

飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

これまで各専門委員会における、委員長、副委員長の選任については、慣例で各地区から委員長、副委員長を1名ずつ選任してきました。当該案件では委員長が地区によっては2名になるケースも出てきてしまいます。今後は、これまでの慣例を覆して地区によっては委員長を2名、3名と増やしてもよいということでしょうか。

議 長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（天貝課長）

各地区からの委員長、副委員長、会長職務代理者の選出でございますけれども、それぞ

れ慣例で、各地区から委員長は1人というような慣例でやってきた経緯があるかと思います。

ただ、今回、運営委員会の中での協議結果につきましては、鮎川委員が急遽辞職されたという経緯がございまして、やむを得ず遊休農地対策専門委員会の中で推薦していただくということで、運営委員会で決定されたものですから、今回は桜地区が2名になってしまいますけれども、そういったことで提案させていただければというところでございます。

飯岡 勉委員

鮎川元職務代理が委員長だったわけで、その場合、筑波地区から委員長を推薦するとうか、そういうことはできなかったのですか。

事務局（天貝課長）

今回、遊休農地対策専門委員会の中で推薦していただくということになったものですから、その辺も含めて検討していただいた結果、今回は委員長と副委員長が、先ほど報告があったとおりになったということでございます。

市村元則委員

飯岡委員からも意見が出ていましたが、遊休農地対策専門委員会で決定されたわけですから、特段問題にすることはないと思います。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

以前は、慣例で会長、職務代理を除いた地区で委員長を選任し、各地区の平等性を図っていたと思います。今回からは、取り扱いを変更するということによろしいのでしょうか。

議長（飯野 和男）

今回は、健康上の理由による辞任ということで、特殊なケースになると思います。

議長（飯野 和男）

本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

そういう意見があれば、もう一回、ガラガラポンで決めたらいいのではないですか。私も、好きでやっているわけではないからね、皆さんの推薦を受けてやっているんだから。

議長（飯野 和男）

大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

今回、遊休農地対策専門委員会で長年にわたり、委員長を務めてきた坂入職務代理が委員長を辞任することになりました。以上のことから、これまで副委員長を務めてきた本橋委員を委員長、加園委員を副委員長にしたいという、遊休農地対策専門委員会全員の総意ですので、皆さん、御理解をお願いいたします。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、事務局報告のとおり決定することよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、遊休農地対策専門委員長は本橋文男委員、副委員長は加園秀信委員に決定いたします。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第8号についてですが、内容は議案書41ページから70ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第8号について、質問、意見等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第5回総会を閉会いたします。

【午後3時15分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員